

「五泉産品を応援する店」認定店募集要項

地産地消の推進と五泉産品の生産の振興と消費の拡大を図るため、五泉市内で生産された農林水産物・畜産物及びその加工品等を販売する販売店及び使用する飲食店を認定店として募集します。

1. 募集対象

五泉市内に店舗があるスーパーマーケット、八百屋、魚屋、菓子店、農産物直売所、ホテル、旅館、割烹、食堂、寿司店、居酒屋等、その他これらに類する店舗

2. 認定基準

共通事項	① 五泉フードブランドの推進に協力し、五泉産品を積極的に販売、PRする意欲があること。 ② 認定店であることをホームページ等で紹介されることを承諾すること。 ③ 五泉フードブランド推進実行委員会が実施する五泉フードブランド関連事業に積極的に協力すること。 (関連事業例：イベント、チラシ、パンフレット等の設置など)
販売店	④ 五泉産品の販売を設け、その販売コーナーの表示を行っていること。
飲食店	⑤ 五泉産品を概ね年間通して使用しており、メニュー等にその旨の表示をおこなっていること。

3. 五泉産品の定義

農産物：原則として、五泉市内で生産・収穫されたもの。

加工品：市内の事業所等で製造されたもの。

4. 認定

- ① 「五泉産品を応援する店認定店申請書」により申請のあった店舗に対し、認定審査会にて審査を行う。
- ② 認定された店舗には、認定証を交付する
- ③ 五泉フードブランド推進実行委員会から提供を受けた広報ツール(認定のぼり旗もしくはステッカー(どちらか選択))を店舗敷地内に掲示するものとする。
- ④ 広報ツールを破損、紛失等により再発行を受けたい場合は、五泉フードブランド推進実行委員会から実費にて購入する。なお、認定期間が終了した場合や認定が取り消された場合でも購入費の返金を行わない。
- ⑤ 認定店は認定を受けた旨を自由にPRすることができる。

5. 認定期間

認定期間は2年間とする。(更新可能)

6. 認定店の義務

- ① 本制度の主旨を消費者に周知し、理解を促進すること。
- ② 五泉製品の売り場を設置し、消費者にわかりやすく表示すること。…【販売店のみ】
- ③ 五泉製品の使用がわかるメニュー表示と、その食材を表示すること。…【飲食店のみ】
- ④ 認定証を店内に掲示すること。
- ⑤ 広報ツール（のぼり旗もしくはステッカー）を店舗敷地内に掲示すること。
- ⑥ 毎年度末に実績報告書をフードブランド推進実行委員会長に提出すること。
- ⑦ 認定後に認定基準等の変更等があった場合、速やかに対応し、誠実に改善すること。

7. 参加費

無料とする。

ただし、フードブランド推進実行委員会から提供のあった広報ツールを破損、紛失等により再発行を受けたい場合は、五泉フードブランド推進実行委員会から実費にて購入すること。

8. 申込方法

申請書に必要事項を記入のうえ、写真を添えて五泉フードブランド推進実行委員会(事務局：五泉市商工観光課)へ申請してください。

なお、申請用紙は市役所商工観光課、支所地域振興課地域振興係の他、五泉市のホームページからもダウンロードできます。

申請先・ご不明な点は

五泉フードブランド推進実行委員会

事務局：五泉市商工観光課

〒959-1692 五泉市太田 1094-1

TEL: 0250-43-3911 FAX: 0250-41-0006

E-mail: syoukou@city.gosen.lg.jp